

平成 26 年 5 月 19 日

松山河川国道事務所調査第一課

## 「第 7 回広瀬霞自然観察会」を実施します

～ 広瀬霞自然再生事業のモニタリング～

松山市森松地区（重信川河口から約 10 km 左岸）において、広瀬霞の湿地再生事業完了後、約 6 年が経過しました。その状況を関係者が確認する第 7 回広瀬霞自然観察会を開催します。

また、「重信川の自然をはぐくむ会」が「河川協力団体」に指定されましたので、指定証の交付を合わせて行います。

松山市森松地区において、広瀬霞の湿地再生事業が平成 20 年 2 月に完成し、6 年が経過しています。池（湿地）の周りには植物も回復し、魚類・底生動物等の生物も数多く帰って来ています。また、その反面、オオカワヂシャ、ブルーギル、オオクチバス、ウシガエルなどの特定外来種も確認されるとともに、ツルヨシの繁茂、水質・流入ゴミなどの新たな課題も出てきました。

これらの状況を「地元関係者」、「重信川の自然をはぐくむ会（）」等が確認する第 6 回広瀬霞自然観察会を行い、その後、参加者による広瀬霞の保全活動を行います。

また、平成 25 年 6 月に改正・交付された「水防法及び河川法の一部を改正する法律」で創設された「河川協力団体」に「重信川の自然をはぐくむ会」が指定されましたので、指定証の交付を合わせて行います。

日時：平成 26 年 5 月 26 日（月）9 時～11 時 30 分（小雨決行）

場所：松山市森松町地先（別紙 1 の地図参照）

講師：・松山東雲短期大学 松井 宏光 名誉教授

・愛媛大学大学院理工学研究科 三宅 洋 准教授

重信川の自然を取り戻そうと地域の大学、学生、NPO、行政の協力・連携を図るため平成 15 年 1 月に設立された団体。

詳細については当事務所 HP（<http://www.skr.mlit.go.jp/matsuyam/>）をご覧ください。

本施策は、四国圏広域地方計画「NO. 1 人と文化を育む産学官連携プロジェクト」の取り組みに該当します。

問い合わせ先：四国地方整備局松山河川国道事務所調査第一課

副所長（河川）：森 和夫 （内線：204）

調査第一課長：岩本 康宏 （内線：351）

河川管理課長：栗原 仁 （内線：331）

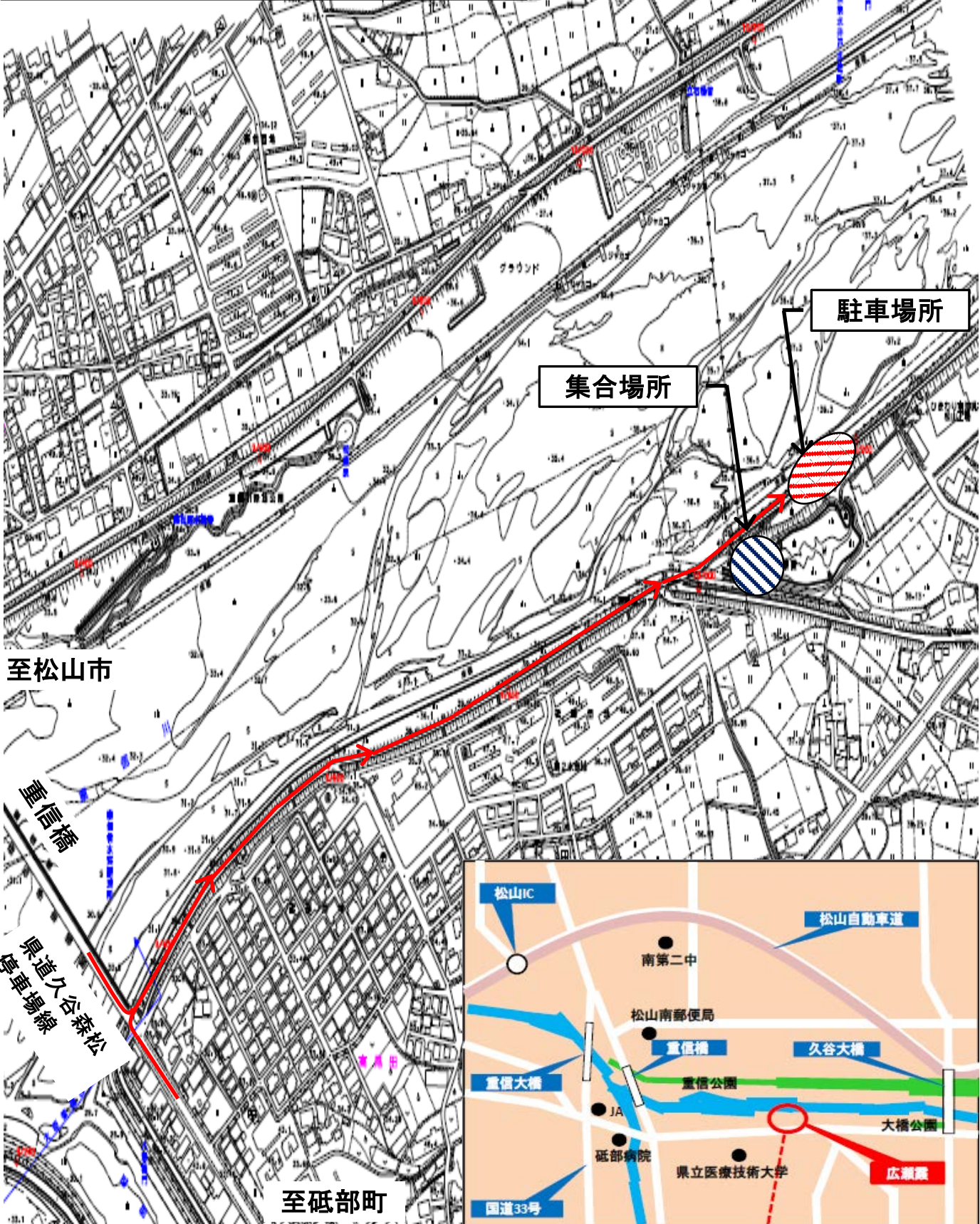
代表 089-972-0034

直通 089-972-0612

FAX 089-972-6612

：主な問い合わせ先、：河川協力団体に関する事項

# 広瀬霞 自然観察会 会場案内図



平面図 出典:平成23年度重信川流域航空写真撮影外業務

集合場所

# 広瀬霞自然再生事業

広瀬霞は、かつては湿地的な環境で、周辺は樹林に覆われていました。しかし、昭和40年頃より霞堤内は盛り土により湿地環境が喪失し、セイタカアワダチソウなどの外来植物が繁茂していました。また水質の悪化、ゴミの不法投棄の増加等により、かつての自然豊かな面影は見られなくなっていました。

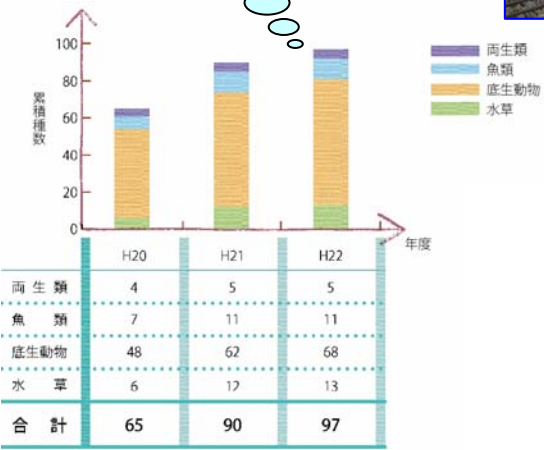
そこで、失われた湿地環境の再生と治水機能の保全を図ることを目的とし、広瀬霞の湿地再生事業を平成18年10月に着手し、平成20年2月に完成しました。



完成後6年が経過し、湿地内の植生も回復。かなりの生物が戻ってきましたが、新たな問題（流入ゴミ、外来種、ツルヨシの繁茂）も発生しています。



生物の生息種数は年々増加



- 水域**
  - 両生類: **イモリ**, アマガエル, ヌマガエル, **ウツガエリ** など5種類
  - 魚類: **コイ**, オイカワ, カワムツ, タカハヤ, オオシマドジョウ, **カハハク**, **フナ**, ヨシノボリ類など11種類
  - 底生動物: **スナガキ**, **シロコ**, モクスガニ, カガロウ類, トンボの仲間 (ハゲロントンボ, ギンヤンマなど) カゲテラ類, トビケラ類, キバヤコウロなど約70種類
  - 水草: **オオシマドジョウ**, **ホテイアオイ**, **キョウカスミレ**, **ツルヨシ**, **カタハク**, ガマなど13種類
- 陸域**
  - 昆虫: トンボの仲間 (アオモイトトンボ, ミヤマカトンボ, シオカトンボ, マユタテアカネなど), ハテドロカマキリ, エンゴトコギ, アオマツムシ, ハチの仲間 (オアシバチ, カガラバチ, トノサマバチなど), コクワガタ, アメンボ, チョウの仲間 (ジャコウアゲハ, キキョウ, キタテハ) など約50種類
  - 植物: クサギ, **セイタカアワダチソウ**, オオバコ, ツツジ (別名: テイルギ), クズ, マツヨイグサ, **オアシバチ**, ジュズダマ, ツルコン など約200種類



重要種



ニホンウガキ



ウツガエリ



ブルーギル

特定外来種

- 外来種**: 絶滅の危険性がある種など
- 特定外来種**: 外来生物のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、外来生物法によって規定された生物
- 重要外来種**: 外来生物法に基づき特定外来種には選定されていないが、生態系に重大な影響を及ぼす恐れのある生物

地域住民の方々が中心となり清掃等の維持管理を実施していますが、流入水路からのゴミ（刈草や野菜くず、藻類、ビニル袋、カン・ペットボトル等）が多く対応に苦慮しています。



刈草、野菜くず、ビニル袋等によりすぐに目詰まり

## 第7回広瀬霞自然観察会

H26.5.26 9:00 ~ 11:30

### 会次第(案)

- ・開会
- ・「河川協力団体」指定証の交付
- ・開会あいさつ
- ・帰ってきた動植物、外来生物のはなし
- ・植物等の観察会
- ・魚類調査  
(特定外来種：ブラックバス、ブルーギル)
- ・除草・清掃  
(ヨシやオランダガラシ等の除去含む)
- ・記念撮影
- ・閉会あいさつ
- ・閉会

### 昨年度実施状況写真



開会状況



植物等の観察会(松井名誉教授)



魚類調査状況(三宅准教授)



ツルヨシの除去状況

## 四国地方整備局で初となる 河川のパートナー 9 団体を指定！

昨年6月に「水防法及び河川法の一部を改正する法律」が公布され、この中で河川協力団体制度が創設されました。

河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するものです。

これを受け、平成26年2月から四国地方整備局が管理する直轄河川管理区間について、「河川協力団体」の募集・審査を行い、9団体を指定いたしました。

今後は、活動実施計画書に基づき、河川のパートナーとして、活動いただくことにより、地域の実情に応じた多岐わたる河川管理の充実に寄与することを期待します。

■管内の指定状況はホームページでもご確認頂けます。

<http://www.skr.mlit.go.jp/kasen/data/kasencyoryokudanntai.pdf>

平成26年4月24日

国土交通省四国地方整備局

お 問 い 合 わ せ 先  
国土交通省 四国地方整備局 河川部 河川管理課  
TEL：087-811-8320（代）  
河川管理課長：森長 稔（内線 3751）  
○洪水予測専門官：岡林 福好（内線 3522）  
○：主たる問い合わせ先

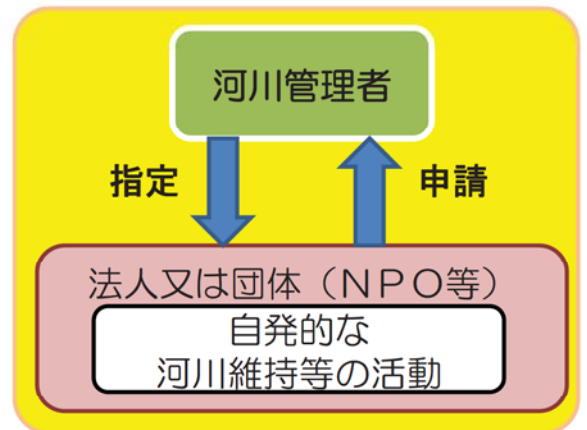
# 河川協力団体制度の概要

「水防法及び河川法の一部を改正する法律」により、河川協力団体制度が創設されました。

- 河川法** 第58条の8 (河川協力団体の指定)  
第58条の9 (河川協力団体の業務)  
第58条の10 (監督等)  
第58条の11 (情報の提供等)  
第58条の12 (河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例)

## ■河川協力団体制度とは、どんな制度か。

- ◆ 河川協力団体制度とは、**自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援するもの**です。
- ◆ 河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。  
申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。



## ◆河川協力団体は、以下のような活動を行います。

**河川法** 第58条の9 河川協力団体は、当該河川協力団体を指定した河川管理者が管理する河川について、次に掲げる業務を行うものとする。

### ①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持



### ②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供



### ③河川の管理に関する調査研究



### ④河川の管理に関する知識の普及及び啓発



### ⑤上記に附帯する活動

## ■河川協力団体に指定されると、どんなことが変わるの

### 河川法 第58条の12 (河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例)

河川協力団体が第58条の9各号に掲げる業務として行う国土交通省令で定める行為についての第20条、第24条、第25条後段、第26条第1項、第27条第1項及び第34条第1項(第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。)の規定の適用については、河川協力団体と河川管理者との協議が成立することをもって、これらの規定による許可又は承認があったものとみなす。

#### ◆許認可等の簡素化

河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

- ・工事等の実施の承認(法第20条)
- ・土地の占用の許可(法第24条)
- ・土石以外の河川産出物の許可(法第25条後段)
- ・工作物の新築等の許可(法第26条第1項)
- ・土地の掘削等の許可(法第27条第1項)
- ・権利の譲渡の承認(法第34条第1項(第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。))

#### 例) 河川法第24条、第26条の許可が必要



市民団体による看板設置事例(太田川)



市民団体による活動拠点の整備事例(佐波川)

### 河川法 第99条(地方公共団体等への委託)

河川管理者は、特に必要があると認めるときは、政令で定める河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項を関係地方公共団体又は当該事項を適正かつ確実に実施することができると認められる者として国土交通省令で定める要件に該当するもの(次項において「地方公共団体等」という。)に委託することができる。

※ 河川管理者から河川管理施設の維持、除草等の委託を受けることも可能となります。委託先については、公募等の適正な手続きを経て選択を行う予定です。

【現行】 地方公共団体へのみ  
委託可能

拡大

【法改正後】 国土交通省令で定める要件に該当するもの  
に委託可能

#### 《委託の例》

##### ①「河川管理施設の維持」

例) 堤防上の草刈り



堤防除草

##### ②「その他これに類する河川の管理に属する事項」

例) 河川敷の掘削、魚道の改良



ビオトープの整備



魚道の改良

■ 四国地方整備局における「河川協力団体」の状況

指定番号	指定年月日	法人等の名称	住所、事務所の所在地	水系名	河川名	業務を行う河川の区間	
						上流端	下流端
国（四国地方整備局） 第1号	平成26年度4月24日	AMEMBO	徳島県美馬市美馬町字银杏木76番地2	吉野川	吉野川	左岸：吉野川 国管理区間上流端（77k690）	左岸：吉野川 国管理区間下流端（40k200）
						右岸：吉野川 国管理区間上流端（77k690）	右岸：吉野川 国管理区間下流端（40k200）
国（四国地方整備局） 第2号	平成26年度4月24日	阿波バラス 株式会社	徳島県吉野川市鴨島町鴨島151番地の1	吉野川	吉野川	左岸：吉野川 国管理区間上流端（36k0）	左岸：吉野川 国管理区間下流端（25k400）
						右岸：吉野川 国管理区間上流端（36k0）	右岸：吉野川 国管理区間下流端（25k400）
国（四国地方整備局） 第3号	平成26年度4月24日	社会福祉法人 悠林舎シーズ	徳島県阿南市上中町南島15-1	那賀川	那賀川	左岸：-	左岸：-
						右岸：那賀川 国管理区間上流端（8k0）	右岸：那賀川 国管理区間下流端（7k0）
国（四国地方整備局） 第4号	平成26年度4月24日	株式会社 協和土建	香川県丸亀市川西町北408番地1	土器川	土器川	左岸：土器川 国管理区間上流端（7k780）	左岸：土器川 国管理区間下流端（5k730）
						右岸：-	右岸：-
国（四国地方整備局） 第5号	平成26年度4月24日	株式会社 清田建設	香川県仲多度郡まんのう町真野308-3	土器川	土器川	左岸：土器川 国管理区間上流端（13k400）	左岸：土器川 国管理区間下流端（12k800）
						右岸：土器川 国管理区間上流端（14k750）	右岸：土器川 国管理区間下流端（14k550）
国（四国地方整備局） 第6号	平成26年度4月24日	株式会社 岩崎建設	香川県丸亀市土器町西1丁目681番地	土器川	土器川	左岸：土器川 国管理区間上流端（4k850）	左岸：土器川 国管理区間下流端（3k520）
						右岸：-	右岸：-
国（四国地方整備局） 第7号	平成26年度4月24日	横田建設 株式会社	香川県丸亀市城東町1丁目4番1号	土器川	土器川	左岸：土器川 国管理区間上流端（3k520）	左岸：土器川 国管理区間下流端（1k700）
						右岸：土器川 国管理区間上流端（3k570）	右岸：土器川 国管理区間下流端（1k620）
国（四国地方整備局） 第8号	平成26年度4月24日	重信川の自然をはぐくむ会	愛媛県松山市文京町3番	重信川	重信川	左岸：重信川 国管理区間上流端（17k200）	左岸：重信川 国管理区間下流端（0k）
						右岸：重信川 国管理区間上流端（17k200）	右岸：重信川 国管理区間下流端（0k）
					石手川	左岸：石手川 国管理区間上流端（3k300）	左岸：石手川 国管理区間下流端（0k）
						右岸：石手川 国管理区間上流端（3k300）	右岸：石手川 国管理区間下流端（0k）
国（四国地方整備局） 第9号	平成26年度4月24日	株式会社 西日本科学技術研究所	高知県高知市若松町9番30号	仁淀川	仁淀川	左岸：仁淀川 国管理区間上流端（14k920）	左岸：仁淀川 国管理区間下流端（0k）
						右岸：仁淀川 国管理区間上流端（14k900）	右岸：仁淀川 国管理区間下流端（0k）